③ 申請内容について

追番	Q	A
	【目標設定について】	
1	事業の成果目標について、第6第3項で「プライチェーン強化の取組を行うことにより、流通における所要時間や経費等を30%以上削減すること又は取扱数量や金額等を5%以上拡大することを成果目標とする。」とあるが、「流通」とは、物流と商流を合わせたものと考えると、今回の事業では、商流における所要時間や経費等の削減も取組に含まれるのか？	成果目標は、商流、物流のどちらでもかまいません。 例えば、以下のような目標設定が考えられます。 ①パレット循環システムの導入実証を行うことにより、卸売市場に到着後、卸売場に荷卸するまでの時間が、導入前と比較して30%（又はこれ以上も可）縮減することを目指す。 ②仲卸組合が共同配送のための保冷車を導入して、共同配送することにより、各社がそれぞれ配送していた場合と比べて時間又はコスト（例えば、軽油代など）の3割削減を目指す。 ③仲卸組合がネット販売システムを導入し、受発注の迅速化を図ることにより、電話やメールで対応していた場合に比べ、リードタイムを30%以上削減することを目指す。など。
2	事業の成果目標は、「流通における所要時間や経費等を 30%以上削減すること」か「取扱数量や金額等を5%以上拡大すること」のどちらかでよいのか？	どちらかを目標値に据えていただければ結構です。
3	計画した取り組みにより30%以上の経費等の削減になることが目標だが、取組の範囲での成果目標の検証でよいのか。物流・商流合わせた流通全体で削減率を検証してもよいか？	目標の置き方次第であると思いますが、取組の範囲での成果目標の検証で良いと考えます。 例えば、クランプフォークリフトの導入についての計画を立てた場合、荷降ろし時間の30%削減を目標として設定することで問題ありません。
4	成果目標について、所要時間を20%、所要経費を10%削減するというように、合算して30%削減の目標としてもよいか？	合算ではなく、「所要経費の30%削減」や「所要時間の30%削減」など、いずれかを選んで設定することが必要です。
5	成果目標は、申請する団体としての目標としなければならないか。構成員の目標としてもよいのか？	申請者となる協議会や団体の目標として設定いただくことが必要です。
6	「成果の目標年度は事業を完了した年度の3年後とする。」とあるが、事業終了と3年後の目標年度の考え方について教えてほしい。（補助事業終了後に補助事業の実装は終了していると考えるが、団体・協議会としては、実装結果を踏まえた実践活動を拡大・継続し、成果目標を目指す旨を事業計画に記載するべきか？）。	取組やシステム・機器の導入は当該事業年度で完了すると思いますが、その後も継続・改善・拡大しながら、3年後の目標達成に向けて取り組む計画としていただく必要があります。
7	目標における「流通における所要時間や経費等を30%以上削減」は、商流に関するものも含まれるのか？	発注に係る必要人員の減は、流通に係るコストの削減に直結すると考えられるので、商流に関する物を含んでも問題ありません。
8	事業の成果目標を記載する際には、現時点の荷待ち時間、荷役役時間、取扱数量、売上高を数値として記載する必要があるのか？	記載する必要があります。
	【補助対象の整理について】	
9	実装事業で、旅費の中に日当は補助対象となるか？	日当は補助対象外です。
10	実装事業で、旅費の中にレンタカー代は補助対象となるか？	レンタカーについてはカーシェアリング等含め、僻地で公共交通機関がない、タクシーでの移動だと高額になるなど、経済的、地理的に考えて合理的な移動である旨認められれば使用可能とします。その場合は、保険料、燃料費、高速代も対象とします。 ただし、事前に補助事業者（食料システム機構）へ日時、経路、理由等を申請し、その内容が認められた場合に限ります。
11	実装事業での構成員の燃料費は「事業の実施に要する経費」になるか？	燃料費は補助対象外です。
12	実装事業で、協議会構成員が行うシステム開発にかかる経費は、「システム等開発費」として補助対象となるのか？	協議会構成員がシステム開発を行う場合は、「システム等開発費」として計上することが可能です。その場合、補助対象の経費として実費弁済分のみを計上してください。
13	導入事業は、「物流の合理化・効率化に資する設備・機器の導入」とあるが、花き台車も対象となるか？	花き台車の導入により、流通における所要時間や経費等の削減につながり事業目的に即した適切な計画・成果目標を設定できるのであれば、補助対象となります。
14	導入事業は、「輸配送の合理化・効率化やコールドチェーンの確保に資する設備・機器の導入」とあるが、その様な設備であれば、倉庫内で利用する自走ロボットやデジタルピッキングなどの導入も対象となるのか？	自走ロボットやデジタルピッキング設備は、流通における所要時間や経費等の削減につながると考えられるため、事業目的に即した適切な計画・成果目標を設定いただければ、補助対象となります。
15	導入事業の「物流の合理化・効率化に資するシステムの導入」とあるが、その様なシステム導入の取組であれば、該当すると考えてよいか？例えば、物流改善システム倉庫管理システム、電子納品書システム、電子請求書システムの導入など。	倉庫管理システム、電子納品書システム、電子請求書システムの導入は、流通における所要時間や経費等の削減につながると考えられるため、事業目的に即した適切な計画・成果目標を設定いただければ、補助対象となります。ただし、導入事業では、既存のシステム（パッケージソフト等）導入費及び共用サーバーの登録、システム導入時の初期設定費が補助対象であり、システム開発費やカスタマイズ費及び「保守費」や「ランニングコスト」は補助対象外となりますので、ご注意ください。

③ 申請内容について

追番	Q	A
16	導入事業では、軽トラックは対象となるか？	軽トラックは、汎用性が高いため、本事業の補助対象外となります。
17	導入事業では、モートラ（ターレ）は対象となるか？	モートラ（ターレ）の導入により、流通における所要時間や経費等の削減につながり事業目的に即した適切な計画・成果目標を設定できるのであれば、補助対象となります。 また、本補助金で導入した場合、他の機器等も同様ですが、使用方法等が補助事業で取り組む内容に限定されますことを御承知ください。
18	導入事業では、構成員の人件費、旅費等は対象とならないのか？	導入事業では、人件費、旅費等は対象外です。「設備・機器、システムの購入費」もしくは「本事業を実施し、その効果を検証するために必要な専門家等に対する調査依頼等に必要な経費」のみが対象となります。
19	パソコン（PC）を対象としない理由は？	PCは、汎用性が高いため、本事業の補助対象外となります。
20	冷蔵・冷凍車の補助対象経費について、冷蔵・冷凍機能に必要なコンテナ等及びその取り付け以外に、具体的に何が補助対象になるか？	コンテナに付随する左右のスライドドアの追加、冷蔵・冷凍シャーシや冷蔵・冷凍機能を維持するための発電機、バッテリー、コンプレッサー等は対象とします。これ以外でも、冷凍・冷蔵機能の維持に必要なオプションであることがわかる内容を見積書に記載するか、書類・資料で証明できる場合は、補助対象とします。
21	冷蔵車、冷凍車の購入を予定しているがオプションについてどこまで補助対象経費となるか？	原則車両本体価格のみが対象であり、オプションは補助対象経費としません。ただし、冷蔵車、冷凍車として機能するために必要なコンテナ等及びその取り付けについては補助対象経費とします。
22	システム開発費について、補助対象範囲は？	システムの開発に付随する経費はシステム等開発費として補助対象となります。ただし「保守費」や「ランニングコスト」は対象外になります。
23	販売促進の目的である営業車は対象か。「冷蔵車・冷凍車などの車両」の範囲は？ 需要の維持・拡大するための目的で購入する「営業車」は補助対象になるのか？	本事業の目的は、「我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、新たな食料・農業・農村基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するため、多様な関係者が一体となって取り組む」事業であり、販売促進に関する取組は対象外としています。
24	リース事業について、どの範囲まで対象となるか？	リース事業についても今回の補助金の対象としておりますが、補助対象範囲はリース物件本体のみであり、それに係る手数料、保険料、保守管理費、金利、また消費税は補助対象にはなりません。
25	応募者多数で各団体（事業実施者）1億円の枠を超過する場合も想定される。構成員上限4000万円以内、団体枠1億円以内の条件を満たせば、各構成員の補助率1/2を下げることは事業実施者の裁量で可能か？	あくまで上限設定なので、自己負担額を上げていただくのは問題ありません。
26	冷凍・冷蔵設備の導入時の設置費や工事費の経費は、対象となりますか？	設置費は対象となります。既存施設の撤去費や土木工事等に類する工事は対象外となります。 見積書の内訳を詳細に記載いただき、判断が難しい場合はご相談ください。
27	冷凍庫の導入（保管量アップ）・更新(性能アップ)時の補助対象に、断熱工事に使う断熱材・パネル、冷媒循環用のパイプ。固定金具など冷凍庫の機能に必要な機材は含まれるのか？	保冷に関する資材（断熱パネル、冷凍・冷蔵機、配管、冷媒等）は補助対象です。
【事務手続きについて】		
28	複数見積もりは2件でもよいのか？	原則3件以上とします（どうしても揃わない事情が認められる場合は2件でも可とします。その場合は理由書をご提出いただきます。）
29	複数見積もりはどの段階で取得すれば良いのか？	課題提案書提出時に取得していることが望ましいですが、補助金交付申請書の提出時には複数見積もりを取得し、適正な価格で交付申請を行っていただくことが必要となります。 なお、交付決定日が交付申請時に提出する複数の見積書の有効期間内であれば、交付決定後にこの見積書を根拠として、リース業者やリース料を決定することは可能です。
30	複数見積もりは購入、リースするすべての対象物において必要か？	取得価格が50万円以上のものについては、原則複数見積もりが必要です。
31	入札はどのようなケースで必要か？	原則、複数見積もり（3件以上）として、入札が望ましい設備等と判断した場合に限り、採択通知の際に別途指示します。
32	リースを利用する場合の見積の取得は、対象物件(メーカーからの)の相見積、及びリース会社についても複数の候補で見積りが必要になるのか？	メーカーの相見積もり又はリース会社の相見積もりが必要です。

③　申請内容について

追番	Q	A
33	計画時は「現金購入」を予定していたが、諸事情により「リース購入」に切り替えることは可能か。また、その逆のパターンも可能か？	可能です。購入方法を変更する場合は必要に応じて再度複数見積を取得してください。また、変更の内容が実施規程第７第９項に該当する場合は事前に変更等承認申請書を食料システム機構に提出し、承認を得てください。なお、変更に伴い、補助対象となる経費が増額となった場合でも、補助金の上限額は交付決定時に通知した補助金額が上限となります。補助対象となる経費が減額になった場合は、交付決定時に通知した補助金額も減額となります。変更の内容によっては、農林水産省から認定を受けている「流通合理化事業活動計画」の計画変更も必要になる場合があります。 なお、リース契約の内容によっては補助対象外になってしまう場合があるので、リース購入に変更したい場合は、必ず事前にご相談ください。
34	冷凍車・冷蔵車など改造を要する車両について、相見積を取得するのが困難な場合は、どうすれば良いか？	事業実施者が事業を実施するために必要な仕様を満たした同性能又は類似性能の車両の見積を複数取得してください。複数見積の取得が不可能であった場合はその理由を記した理由書を作成、提出していただきやむを得ない事情と認められる場合は補助の対象となりえます。
35	法定耐用年数を超えてリース期間を設定することは可能か？	本事業でリースにより設備導入される場合のリース期間は、法定耐用年数以内となります。
36	今回の事業において「割賦」も利用可能か？	割賦については、「購入」と解釈され、購入者への所有権の移転は支払が完了した際に生じます。このため例えば５年の割賦契約を結んだ場合、「購入」する事業にも関わらず、所有権の移転が５年後の支払完了後となるので、事業の完了が５年後という解釈になります。今回の事業においては、割賦契約を結ぶと事業実施期間内に事業を完了させることが難しくなりますので、リースもしくは通常の現金購入が適当と考えます。
37	リース業者と残価設定した上でリース契約を行った場合、補助金の計算はどうなるのか？	本事業では、「残価付きリース」、「所有権移転（購入選択権）付リース」は補助対象外となります。
38	パレットの導入を行う場合、購入量はどうやって認定するか？ （３年後の30%削減に必要な枚数を認めるのか？）	実装事業では、原則レンタルパレットの経費（実装期間中）を対象とします。 導入事業では、事業計画に記載された出荷量をパレット化するために必要と認められる枚数を、補助金額の上限４０百万円として認定します。 なお、原則政府のガイドラインが推奨する標準仕様パレットのみ補助対象とします。
39	中古品の導入を認められるか？	原則は不可としますが、新品を導入する場合に事業期間内に事業の完了ができない場合に限り、中古品の導入も認めることとします。 　ただし、対象機器が導入時点で法定耐用年数の1/2以上経過していない場合に限ります。
40	補助を受けて導入した設備を使用する権利は協議会の構成員に限定されるか？	協議会構成員に限定されます。 協議会構成員以外が使用する場合には目的外使用となります。 農林水産省が定める処分制限期間に補助目的に反する利用・譲渡・貸与などを行う場合には国の承認や、場合によっては国庫納付が必要になります。
41	事前の流通合理化事業活動計画の農林水産省への認定申請に際し、必要な添付書類は何か？	流通合理化事業活動計画の様式を参照し、協議会に関する書類（規約、設立時の総会議事録）、各種見積書、カタログ等の性能・仕様を証明する書類等を参考添付してください。 ※「①　事業全体について」 ４の回答を参照してください。
42	機器などを購入する際に納期に時間を要することが想定されるため、交付決定が決定する前に、機器の購入や仮押さえ、仮契約、予約を行う事は可能か？	できません。 予約などで契約書を結ぶ日付が交付決定より前の日付である場合補助対象にならないため、交付決定通知前の段階では見積取得程度でお願いいたします。
43	リース契約の場合は、リース契約締結日が交付決定より後の日付になっていれば問題ないのか？	交付決定後のリース契約であれば問題ありません。